

議案第41号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例  
の一部を改正する条例制定の件

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一  
部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（平成27年鹿児島県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務（法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。以下同じ。）」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報（法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。以下同じ。）」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

別表第3知事の項事務の欄中「法別表第2の26の項第2欄に掲げる事務」を「生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務」に改め、同項特定個人情報の欄中「法別表第2の26の項第4欄に規定する」を削る。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。